

# 電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会 ヒアリング資料

---

イー・アクセス株式会社

平成20年7月11日



## 1、料金政策に対する基本的な考え方

## 2、プライスカップの在り方

- ① 評価
- ② 現行の対象サービスの見通し
- ③ ユニバーサルサービスとの関係
- ④ 接続料金との関係
- ⑤ 今後の対象サービスの見通し

## 3、新しい料金体系等

## 4、まとめ

# 1、料金政策に対する基本的な考え方

## 【料金政策の目的】

- 利用者利益の保護
- 不当な競争を引きおこす料金のチェックの役割

## 【考え方】

- デフレからインフレ方向への懸念もあり、現行の料金政策の基本的な枠組みは維持
- 特にプライスカップ規制は、国民生活、経済に必要不可欠なサービスに対し、規制としては今後も最低限必要
- サービスの移行過渡期については、要件等の再確認が必要

## 2、プライスカップの在り方

### ① 評価

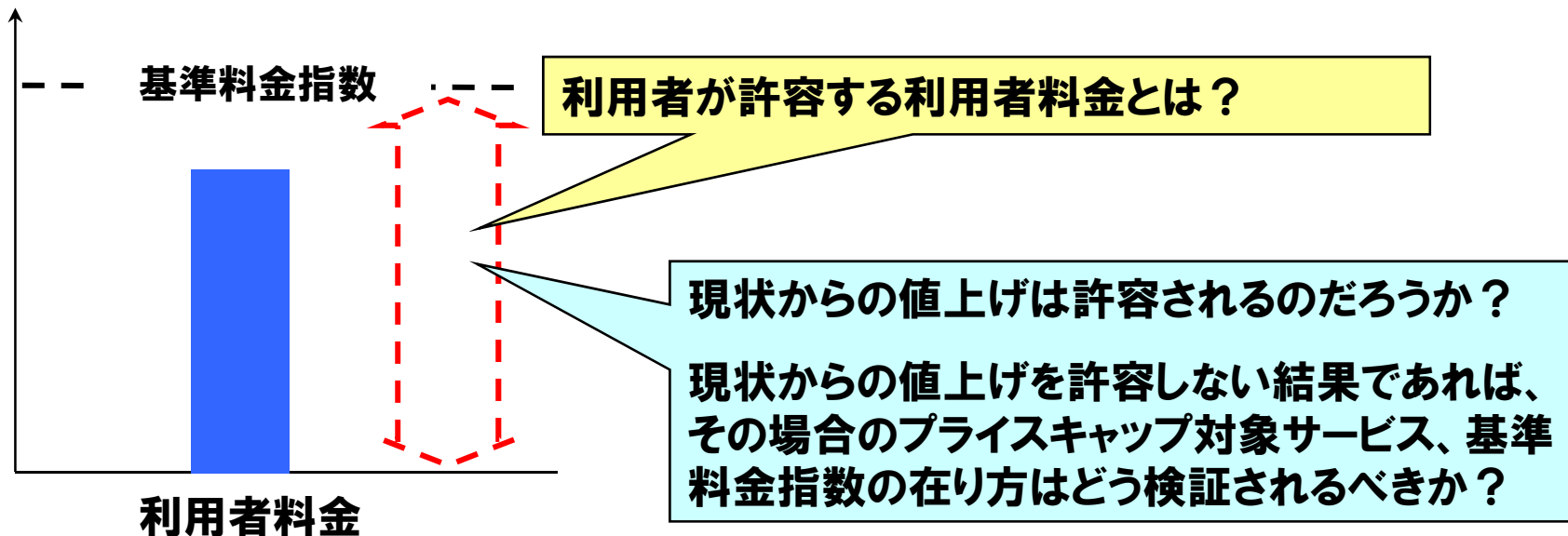
#### ■ 利用者の観点から

- ・プライスカップの対象サービス
- ・設定されている基準料金指数と実際料金との乖離

はどのように認識、把握されているのか？

#### 提案

例えば、利用者に現在の加入電話の料金に対する意識調査を実施し、利用者の認識を検証することも有効

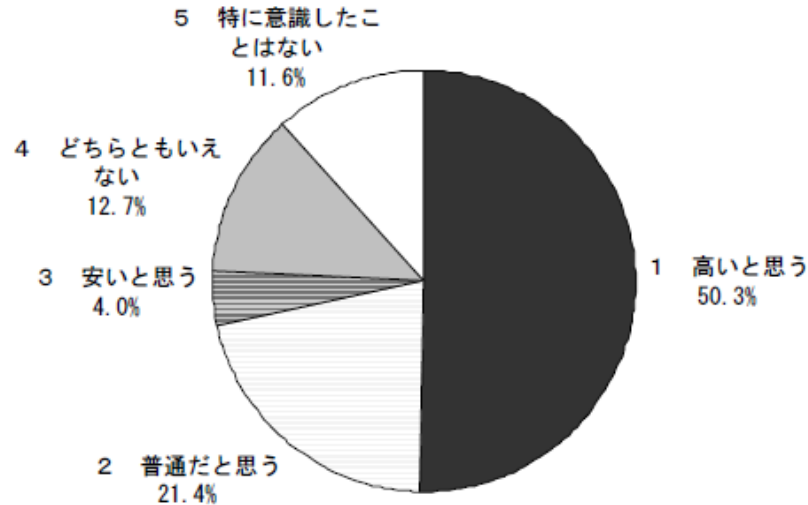


## 2、プライスカップの在り方

### ① 評価(参考)

総務省殿における固定電話の利用料金(基本料、通話料)についての考えのアンケートでは、その半数が「高いと思う」との結果がでている

問 固定電話の利用料金(基本料、通話料)についての考え



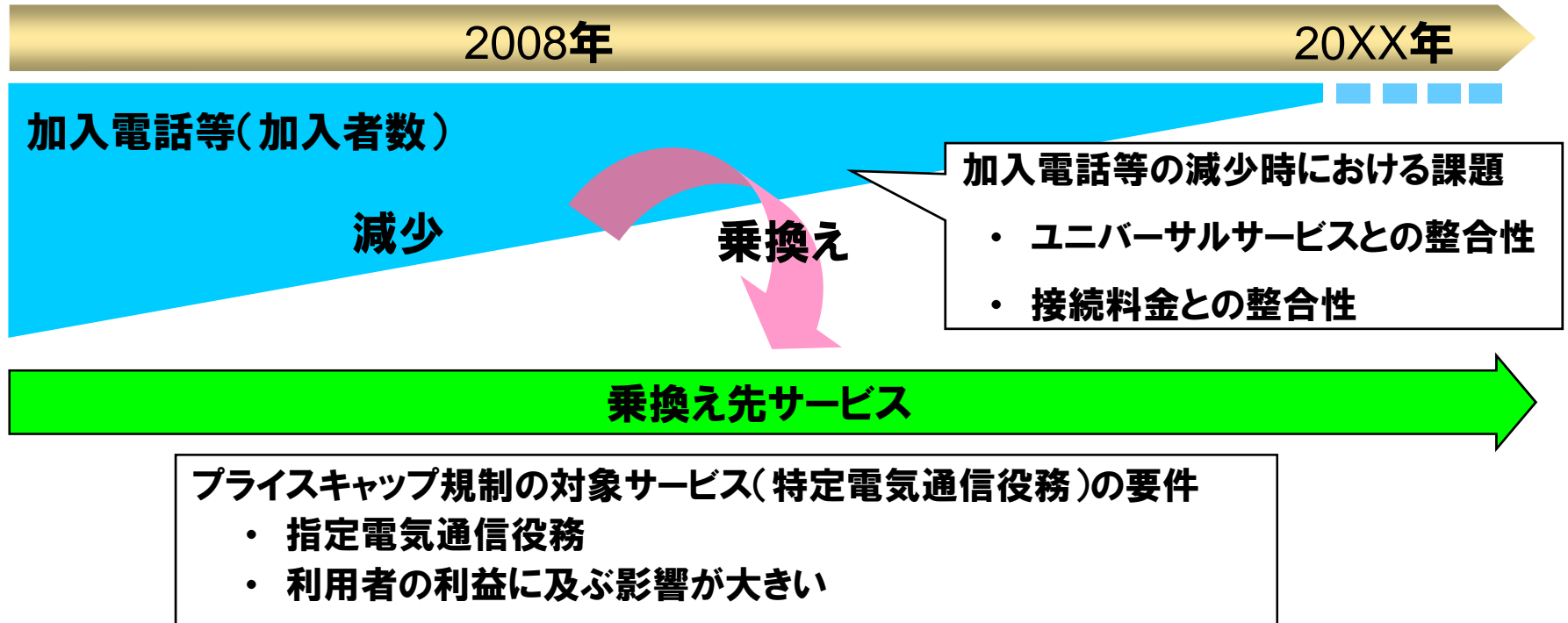
出典:総務省「平成19年度 電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果」

➡ 現行制度で基準料金指数までの値上げは可能となっているが、実際の値上げに際しては利用者のコンセンサスが得られるといえるか

## 2、プライスカップの在り方

### ② 現行の対象サービスの見通し

■ 加入電話等の利用者数の減少が進んでいく状況で、加入電話等に対するプライスカップ適用終了タイミングを考える必要がある



どの時点で「利用者の利益に及ぶ影響が大きくない」といえるのか、判断基準が必要

例:「対価に見合わない」と認識されるポイント」「PSTN巻取りポイント」「利用者数」など

## 2、プライスカップの在り方

### ③ユニバーサルサービスとの関係

■ ユニバーサルサービスとプライスカップ対象サービスの整理をおこなう必要がある

ユニバーサルサービス対象  
役務適用要件

「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国に提供が確保されるべきもの」

プライスカップ適用要件

「指定電気通信役務」  
「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」

現状は、ユニバーサルサービスのaffordabilityを直接的に結びつける制度的な枠組みは無いものの、相互に補完関係

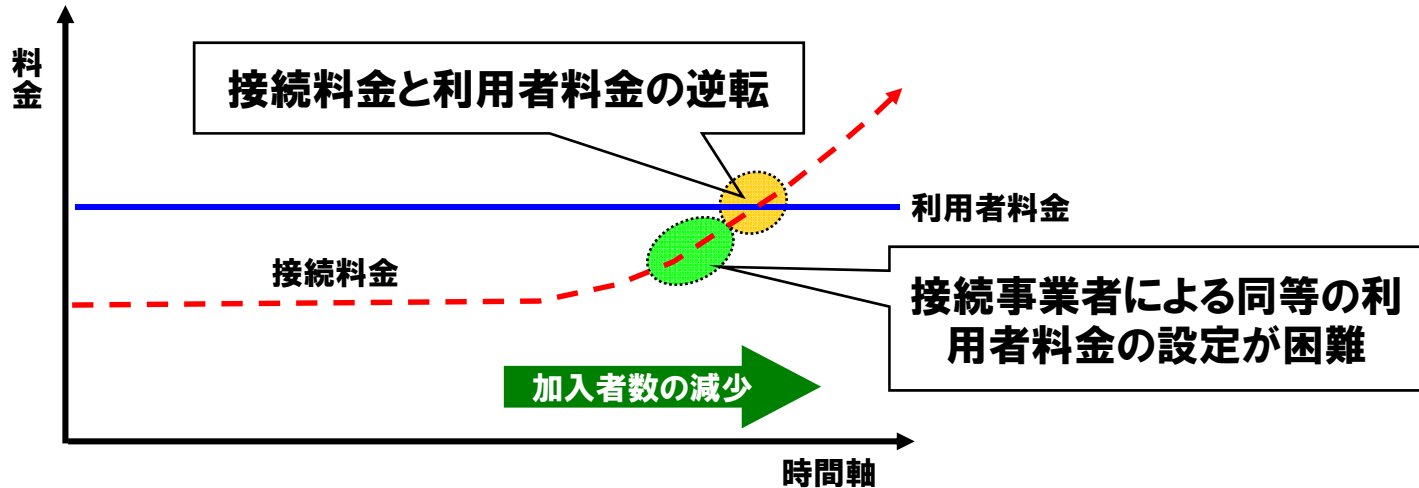
ユニバーサルサービスのaffordabilityを確保する概念を明確にするための新たな枠組みを検討すべき

## 2、プライスキップの在り方

### ④ 接続料金との関係

■ 加入電話等の利用者数の減少による1回線あたりのコスト増加の影響を検討する必要がある

【接続料金と利用者料金の推移イメージ図】



- ・接続事業者の競争力を弱め、市場からの退出を余儀なくさせる
- ・新サービスへの移行モチベーションが働かない

接続料金との関係をどのように整理するか検討が必要

接続事業者も含めた新サービスへの移行モチベーションを高める枠組みが必要



## 2、プライスカップの在り方

### ⑤今後の対象サービスの見通し

■ 今後の対象サービスとして、IP電話、ブロードバンドなどのサービスが想定されるが、どのような課題があるか？

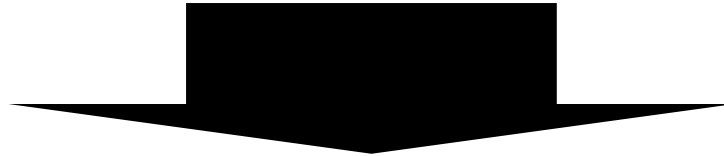
現行のプライスカップ規制の対象サービス要件は継続することが当面の間でも適当であり、「利用者の利益に及ぶ影響が大きいサービス」の見極めが重要

サービス例	課題
0AB-J IP電話 (ひかり電話)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、ブロードバンドサービスのオプションサービス</li> <li>・電話サービスに特化した利用者料金の把握</li> </ul>
ブロードバンド (Bフレッツ/フレッツネクスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的にどのサービス内容を「利用者の利益に及ぶ影響が大きい」といえるか</li> <li>・今後、利用者数の推移、サービス内容、接続ルールの有効性に対する注視が必要</li> </ul>
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定電気通信役務の範囲外</li> </ul> <p>(利用者料金の適正性は、接続料金・接続ルールの競争促進政策で一義的には対応可能)</p>

### 3、新しい料金体系等

#### ■新しい料金体系に対しての課題

- ・独占的サービスから競争サービスに対する内部相互補助
- ・電気通信役務利用放送法に基づくサービスなど、通信以外のサービスとのバンドル
- ・バンドル/広告収入型サービスにおいては、利用者料金が明示されない



#### ■検討する上での必要な観点

- ・独占的サービスのバンドルサービスにおいては、サービス毎の料金の明確化が必要、とする枠組みは引き続き重要
- ・通信以外のサービスとの連携も念頭においた料金政策の検討

## 4、まとめ

**料金政策の基本的な枠組みは、維持が適当**

**利用者観点は、プライスカップ規制を検証するためのアプローチの一つであり、また、今後の制度運用を考える上では「利用者の利益に及ぶ影響が大きいサービス」の判断基準は非常に重要**

**プライスカップ規制の検討を進める過程では、ユニバーサルサービスの affordability確保の新たな枠組み、並びに接続事業者も含めた新サービスへの移行モチベーションを高める枠組みの検討が必要**

**通信以外のサービスとの連携も念頭においた料金政策の検討が必要**